

金禄公債証書の交付と士族

青山 忠 正

〔抄 録〕

かつて溝口家の家来で京都留守居だった寺田政得は、版籍奉還後には家禄二十一石を受給する新発田藩士として、京都府下に居住した。廃藩置県後は新潟県士族となり、依然として京都府下に「寄留」した。一時は貴船神社の神官となったが、短期間で辞職したので、家禄を基本収入とする生活であったと思われる。金禄に改定後の金額は六十五円余で、生活に十分な額ではない。やがて明治十一年には、十二年分にあたる七百八十五円の家禄公債証

書を交付されるが、年間利子収入は五十四円余であった。本稿では、これまで事例として、知られることがなかった版籍奉還後の士族の生活ぶりとして、金禄公債証書の交付に至るまでの経過を、その『御用留』を通して概観する。

キーワード 家禄、士族、金禄公債証書

はじめに

近世（十七世紀以降）において武士とは、すなわち大名の家来を言う。明治二年（一八六九）六月、版籍奉還によって、大名家が解散し、その旧領分に地方制度として藩が設置されると、彼らは武士身分を喪失し、「士族」と呼ばれる社会階層となり、それぞれ貴属の藩から「家

禄」を給付される立場になった。明治四年七月、廃藩置県を経て、やがて明治九年八月、金禄公債証書発行条例の公布にともない、家禄は公債に置き換えられ、その公債は明治三十九年までに償還される。日本では、武士身分が持っていた領有権は、こうして有償廃絶された。

その内容を明らかにする作業は、小稿のよくなる所ではないが、以下では、越後国新発田藩貴属士族（のち新潟県貴属士族）であった、

寺田喜三郎政得の場合を事例として、とくに明治四年七月以降から明治十一年十月に金禄公債証書を交付されるまでの経過について、そのありさまを概観してみよう。なお、このような、公債証書の交付に関わる一人の士族の動向を具体的に明らかにする作業は、これまで行われていないものであり、史料紹介としても、一定の意味を持ちうると思う。¹⁾

寺田喜三郎政得（天保七年（一八三六）六月一日生まれ）は、越後国新発田の大名溝口家の家来だった。もとは溝口家の「用聞」を勤めていた京都の呉服商「桔梗屋」の出身だが、文久三年（一八六三）、溝口家の士分に取り立てられ、京都留守居に任ぜられた。明治元年十二月には、旧京都留守居にあたる「公用人助役」となり、新知行八十石を宛がわれた。なお、「公用人助役」は、明治三年九月「大属」と改正された。この間の居住地は一貫して京都市中である。

寺田は、この知行を明治二年六月、「版籍奉還」により、旧主君に返上した。溝口家の旧領分には、新発田藩が設置され、寺田は、その貫属士族となつて、家禄二十一石（現米）を給付される。主君に対する「奉公」の義務はすでに消滅しているから、この家禄は、給付金のよくなものにあたる。さらに、明治四年七月の廃藩置県後には、一時的に新発田県貫属士族、ついで新潟県貫属士族となり、同年末にはすべての役儀を免ぜられ、「非役」となつた。

一、士族と就業

以下ではもっぱら、寺田家御用留第二十六冊にあたる『明治四未歳従正月申七月改、至明治□年十二月マテ 御用留 政得』（調査番号218）を通して、家禄を受給していた頃から金禄公債証書を交付されるまでの経過や、就業状況に関する記事を取り上げてみてゆきたい。²⁾ 『御用留』としては、明治四年中の記事はほとんどない。廃藩置県に関する記録は、おそらく別帳に記載されていると思われるのだが、現時点では寺田家文書中から発見できていない。

さらに、明治五年中の記事も、たとえば八月に京都府庁にあて、新潟県貫属として、一家六人（本人・妻・母・娘二人・弟、翌年九月、養子に出る）の寄留届を出したことなど個人的な記事ばかりであるが、すでに「新発田藩貫属士族」としての役儀は免ぜられているので、当然ともいえる。明治六年中の記事も、ほぼ同様である。

その後、寺田政得は明治七年五月、貴船神社の下級神官に任命された。詳しい経緯は未詳だが、これに関わる記事は次の通りである。

五月十四日、貴船神社社務所より左之通、

御通達申入度儀有之候間、明十五日午前八時、東竹建清方へ御出頭可被成候也、

明治七年五月十四日

貴船神社 社務所

寺田政得殿

右、北尾氏使二付、口上二而請遣ス也、

教部省から通達の件があるので、明朝に社務所へ出頭せよ、との通

知である。これを請けた寺田は、翌日同所に赴いた。

五月十五日午前八時前、社務所東竹建清方へ罷出候処、別紙、教
部省より達之趣、申渡入、

寺田政得

任貴船神社主典兼補訓導

教部大丞従五位三島通庸奉

明治七年五月七日 朱印(教部省印)

そこで、寺田は右のような「主典兼補訓導」に任ずる旨の辞令を渡されたのである。教部省(明治五年三月設置)は、神祇省の後身として、教導職を軸にした国民教化を担っていて、神官の任命をつかさどった。当時の神官は、教導職をも兼務したので、寺田主典も「補訓導」を兼ねたのである。この受け渡しは済んだのち、宮司、権宮司に回礼し、請書を提出した。

右達済、宮司蒲生氏、権宮司栗田口氏へ、廻礼罷越ス、其外ハ見計、勝手之由、

請書、左之通、差出候事、

奉書半切壹枚、みの紙折紙二而、

御請書

寺田政得

任貴船神社主典兼補訓導

教部大丞従五位三島通庸奉

明治七年五月七日

右拜命之趣、謹而御請奉申上候、

恐惶謹言、

明治七年五月十四日

貴船神社 主典寺田政得

教部大輔 宍戸璣 殿

右中奉書半切半枚認ル、右壹枚印形無之、

『御用留』の記述によれば、この請書は、まったく同一文言の二通が作成され、うち一通に「寺田政得」の印が押される。なぜ、二通なのか、理由は判然としないが、あるいは、教部省に捺印した正本を送り、貴船神社に印の無い副本を提出したという意味かもしれない。ともあれ、下級とはいえ、官職に就いたわけだから、俸給が支給されることになったはずだが(教導職は無給)、その点については記述が見当たらない。

さらに、公職に就いたためであろうが、京都府知事長谷信篤および新潟県出張庁にも、任命のことを五月十四日付け有印文書で届け出ている。なお、同じ時期に寺田の一家は愛宕郡東紫竹大門村(今宮神社近くか)に転居しており、その旨は京都府および新潟県あて届けに見える。

ところが、寺田は同年十二月には、貴船神社の神官を辞職するに至る。これに関わる記事は、まず次のように見える。

貴船神社主典相勤居候得共、不都合件も有之、且ハ永世見込も無之二付、辞職願出候得共、両宮司段々懇談二而、被差止呉候得共、

決心之儀故、強而辞候儀者、実ニ恐縮候得共、相断度段申述ル、去（十一）月二十九日頃より、蒲生氏ニ願談候処、漸々承知候得共、又々粟田口氏説諭ニ而延引、漸々改メ十三日より自病之趣、差出候而引籠、同十七日、別紙之通、差出ス、

記

一、今般辞職奉願度候、先日より自病差起候ニ付、随意保養致度候間、願出之通、辞職之儀、御取計方、可然様、奉願候、以上、
明治七年十二月十七日 寺田政得[㊦]

貴船神社 正権両宮殿^(マヤ)

右のように辞職願を認めて提出したところ、「当番星野真通」なる人物が、いちおうの慰留のうえ、預かり置くとして受け取ったという。願書に記された辞職の理由は、もっぱら持病のためというだけで、具体的ではない。

さらに、同二十二日には、貴船神社から出頭の要請があった。『御用留』には、次のように見える。

貴船神社社務所より明日、印形持参ニ而出頭之様、申来候ニ付、今二十三日罷出候処、左之通、粟田口、申之候、

辞職願

私儀、

先般貴船神社主典兼訓導拜命仕、難有奉職仕居候処、近来多病ニ付、奉職難仕、依而本官并兼職共奉辞、随意保養仕度候、此段奉願候也、

明治七年十二月二十三日

貴船神社主典兼訓導

寺——[㊦]

宮司蒲生佐苑憩殿
権宮司粟田口定孝殿

この時、提出した右の文書が、正式の辞表ということになる。その後、明治八年一月十四日付で、教部省から「依願、免本官并兼職」との達書が届けられた。

以下、この件に関する記述は、『御用留』に見あたらないが、この明治七年後半から八年前半頃は、教部省による、いわゆる神道国教化政策が動揺する時期なので、寺田の辞職も、あるいは、そのような情勢に絡んでいたのかもしれない。

二、堀川邸の売却

そのいっぽう、寺田は翌明治八年一月、東堀川一条上ル堅富田町の自分の屋敷（旧新発田溝口屋敷）を売却した。この屋敷は、もともと寺田家の持ち家であったが、文久三年（一八六三）、主君溝口直溥に献上し、その京都屋敷としたものであった。各大家家の京都屋敷は市中に多くあったが、明治三年頃にもなると、中には荒れ果てるものも現れるような状態であったという。おそらく、新発田溝口屋敷も不要となり、寺田に返還されたのである。寺田家の資産状況を見るうえで、以下しばらく、この屋敷の売却に関する史料を挙げておきたい。

堀川邸宅、一月二十三日、相談之上、町内申出候処、無故障ニ付、

同二十九日左之通、

地所并建屋売渡証文之事

(判印紙)

一、金貳百八拾円也、

右は上京第九区堅富田町、東側六百四拾壹番地、地所建屋共今度其許殿江売渡、代金書面之通、正ニ請取申処、実証也、即地券証相渡候上者、御建図之通、双方連印ヲ以御書換奉願上候、尤右地所并二建屋売渡候二付、親類縁者、其他、故障等申出候者、毛頭無御座候、為後日売渡証、依而如件、

明治八年一月 上京第九区堅富田町

売主 寺田政得 ㊟

同町証人 鈴木卯兵衛 ㊟

新持主 住山伊助殿

(朱印) 前書之通、相違無之候也

戸長 菅野喜兵衛 ㊟

区长 内田亀五郎 ㊟

右は、屋敷売渡証文の典型的な事例であり、とくに問題とすべき点は見当たらない。この屋敷の売却により、寺田は「新持主」となった住山伊助から、現金で二百八十円を受け取ったわけである。屋敷の規模等は判明しないが、溝口家の京都屋敷だった程であるから、それなりの規模はあったのであろう。

また、家禄二十一石が金禄に改定された後の額は、六十五円余であるが、これに比して、四倍強にあたる額なので、二百八十円は、まったく金額と見てよいであろう。ただし、寺田は久世家（溝口家縁家の旧公家）から借金をしていた形跡も見えるので、二百八十円の収入が、寺田の家計にとって、どれほどの余裕をもたらしたかは、即断できない。

三、公債証書の交付に至るまで

先に触れたように、寺田の一家は、堀川邸を売却した頃には、愛宕郡東紫竹大門村（現在の京都市北区）に転居しており、ここに住まいながら、受給する家禄二十一石を基本収入として生活していたと思われる。現米で給付されていた家禄は、明治八年九月に金禄に改定され、その額は六十五円四十五銭二厘となった。

明治九年八月には、金禄公債証書発行条例が公布されて、華士族への金禄の給付が打ち切られると共に、それを相当な年数分にあたる額の公債に置き換えることが決定した。

各人に交付される公債額は、金禄の元高が基準となり、三十等級にランク付けされる。すなわち、最高級七万円以上の者には五分分、最低級二十五円未満の者には十四年分の額である。公債であるから償還まで利子が付く。前者には五%、後者なら七%の利子である。⁽³⁾これを五年間据え置き、六年後から三十年賦で償還が開始されるのだが、自分の持つ公債がいつ、償還の対象になるかは、毎年の抽選で決まるの

で未定であり、予想もつかない。

寺田政得の場合、金禄六十五円余は「七十五円未満五十円以上」にあたるので、第二十六等級に該当し、十二年分、約七百八十五円の七分利付公債が交付されるはずであった。

ところが、寺田のもとには明治十年に入っても、公債証書交付の通知が届かなかつた。おそらく、新潟県士族でありながら京都府住まいという、変則的な立場のため、手続きが遅れたか、あるいは何らかの事務上の手違いでも生じたのであろう。

そのため、寺田は明治十年二月、京都府に対し、これを渡してくれるよう「願書」を出す。

京都府に届書、左二、

禄券御渡願書

一、家禄二十一石

私儀

新潟県士族ニ罷在候処、明治四年十二月より家族共、御当地罷在、当時愛宕郡第弐区東紫竹大門村千弐百九十五番屋敷寄留仕居候二付、未夕禄券高、耽と相心得不申候処、万端都合も御座候間、深恐入候得共、御（京都）府より御渡方被仰付、被下候者難有奉存候、此段、御聞届之程、奉願候、以上

明治十年二月二十六日

愛宕郡第弐区東紫竹大門村

新潟県士族 寺田政得 ㊤

前書之通、被申出候二付、代而奥印仕候候也、

京都府知事 榎村正直殿

本来であれば、新潟県から「禄券」こと、公債証書が交付されるはずのところ、まだ何も通知がなく、公債の額さえ定かではない、できれば京都府から、交付されるように取り計らってもらいたいという願書である。寺田は、この願書を京都府庁に持参したのだが、「府掌大野氏」が取り次ぎ、「郡村掛りチカヤス」という者が受け取ったので、とりあえずその日は引き取った。

数日後には、京都府から、この件に対する回答があつた。

去ル二月二十六日、禄券御渡方願書、差出置候処、今夜、懸り左之通申来候事、

過日禄券云々出願之儀二付、達之儀有之候条、明二日午前第九時、出頭可有之事、

京都府公債係

新潟県寄留士族 寺田政得

三月二日午前九時、公債係二出頭候処、山口アンタク出会ニ而、過日差出候而相分居候得共、別紙之通、御認替有之候様致度、左候ハ、過日分返済可申段二付、此段御達申旨、申聞二付、別紙拝借写取候而、即刻相認差出申候、左二、

つまり、先日提出した「禄券御渡方願書」について、書式が適切でな

いので、見本に従って書き直せ、という指示である。寺田は、すぐその場で次のように書き直し、再提出した。

禄券御下付之儀ニ付願

昨九年太政官第八号布告、金禄公債証書之儀、同年大蔵省乙第九十三号御達之趣ニ依り、私義御府下寄留罷有候事ニ付、御府ニ於テ御下付被成下度、此段奉願候、以上、

日付は明治十年三月二日、宛先は京都府知事榎村正直である。受け取った担当者、山口某から、新潟県より返事があり次第、通知するとの回答があつて、その日は引き取つた。

三月二十二日夜、京都府からの封書が届き、明日の午前九時に公債掛に出頭せよ、というので出頭したところ、例の山口某から、次のような通知があつた。

兼而御願禄券之義、新潟県へ打合候処、県ニ差支も無之ニ付、御渡し次第、当府より御達可申候間、右掛合済ニ付、此段御達申置候間、御引取可被成、

つまり、「禄券」の引き渡しについて、新潟県と打ち合わせたところ、京都府を通じて行くことについて、了解が付いたので、この旨を通知するといふのである。寺田は、これに対し、然るべく挨拶のうえ、引き取つた。

やがて、十二月九日、京都府から、次のように通知があつた。

追而可賜金禄公債証書ニ属ス今年上半利、下付候条、明十日午前第八時、印鑑相携、可罷出候事、

公債証書の交付はまだだが、とりあえず、明治十年上半期分の利子

だけを渡すので、明日、京都府公債掛に出頭せよ、といふのである。出頭して公債掛に印鑑を差し出したところ、新潟県から廻つていた「金件帳」と照合して捺印したうえ、二十七円四十七銭五厘の額面の三井銀行の「手形」を渡された。この金額が、半年分の利子であるから、逆算すればこの時点で寺田は、金禄公債証書の額も確認できたことになる。

さらに、翌明治十一年五月十三日には、京都府知事から戸長を経由して、他府県の貫属士族でも、願ひ出のある者は京都府を通じて公債証書の交付を行なうので、該当者に周知させよ、との通達があつた。おそらく、寺田のようなケースは、全国的に見れば多数あり、府県側が対応を凶つたものであらう。寺田自身は、すでに願ひ済みなので、改めて願ひ出た様子はない。

ついで寺田のもとには、京都府から、六月十八日に出頭せよ、明治十年後半分の「半利金」が本貫の新潟県より回送されてきたので、これを渡す、との通知があつた。当日出頭したところ、利子を為替手形で渡され、次の受領書を提出した。

記

一、金二十七円四十七銭五厘也、

右者金禄公債証書七百八十五円ニ属ス

昨年十年後半利金、御渡被下、正ニ請取候也、

明治十一年六月十八日 京都府下愛宕郡第貳区

東紫竹大門村

寄留 新潟県士族

寺——⑧

新潟県令 永山盛輝 代理

新潟県書記官 白上直守殿

右、受取、差出候ハハ公債掛より三井為替手形、相渡呉候二付、引取、尤受書も差図被呉候也、

この受領書の文面によれば、宛先が県令代理の「新潟県書記官」なので、あるいはその人物が京都まで出張していたのかもしれない。

右のような手続きを経て、明治十一年十月一日、寺田のもとに京都府公債掛より、証書を交付するので、十月三日に出頭せよとの通知が郵便で届いた。この金禄公債証書の交付の事実については、すでに拙稿で述べ、『御用留』に見える証書写しも写真版で掲載しておいたので、重複を避けるため、以下では、必要最小限の説明に留めておきたい。

十月三日、京都府公債証書掛りに出頭した寺田は、「名札且印鑑雛形書、差出候処」、しばらく控えの間で待たされたが、間もなく呼び出され、金禄公債証書を渡された。その前提にあたる条件は、次の通りである。

金禄 六十五円四十五銭二厘

公債の額は、その十二年分、七百八十五円四十二銭四厘

端数の四十二銭四厘は、現金で渡され、残る七百八十五円が、公債証書の金額となる。渡された証書は一枚ではなく、異なる額面の証書六枚が、合計で所定の金額になるように組み合わせられていた。すなわち次の通りである。

五百円券 一枚、百円券 二枚、五十円券 一枚、二十五円券 一枚、十円券 一枚。

それら一枚ごとに、「丙保号壹五参四番」（五百円券の場合）、のように固有の番号が打たれている。これらの償還については、明治十五年から三十九年までの間、足掛け二十五年にわたり、毎年大蔵省で抽選が行われ、当選番号が決まる。当選すれば、その券について、元金が償還（返済）される。それまでは、利子だけが毎年支払われる。寺田の場合、七分の利子なので、年間利子収入は、五十四円九十五銭である。元の金禄に比較して、約十六％の減にあたる。それほど大きな削減率とも言えないが、もとの金額自体が低額なので、経済的な打撃としては少なからぬものがあつた事であろう。

なお、寺田はこれら証書の券面の表記までを、『御用留』に丁寧に筆写している。さすがに商家の出身だけあって、一般の武士には見られない几帳面さである。

さらに、十一月十八日になって、郵便で次のような通知が寺田のもとに届き、十九日に出頭した。

右□□金禄公債証書二属ス本年前半利金下付候条、切取小札并印形等相携、明後十九日正午十二時、為請取可罷出候事、

十一年^{（明治）}十七日 京都府

十九日正午、罷出候而名札差出候処、溜ノ間ニ而暫時控居候様、申間候二付、控居候処、追而呼込居候故、罷出候処、手形相渡候二付、夫より三井店罷越候而引換、受取申候也、

前回と同様、明治十一年前半分の利子は、手形で渡され、寺田は直ちにそれを三井銀行で現金に引き換えたわけである。繰り返すが、金額は二十七円四十七銭五厘である。なお、通知文中に見える「切取小札」とは、証書に付属する利子の引換券の意味である。

おわりに

以上のように、新潟県士族寺田政得が、明治四年の廃藩置県後、「非役」となり、家禄を給付されていた時期から、同十一年に金禄公債証書を交付されるまでの経過を概観してきた。その過程で、いくつかの素朴な疑問が湧いてくるが、それらを簡単に整理してまとめにかえたい。

第一に、明治四年末から、寺田の基本収入は家禄の時は二十一石、金禄に改定後は六十五円余であるが、これで果たして生活できたのかという点である。

近代経済史を専門とする中村哲によれば、明治十年前後、下層民一人当たりの生活費は年間二十五円程度、一家五人として百円から百二十円程度は必要だったとい⁽⁵⁾う。その数値と比較すれば、六十五円はまったく足りない。

その意味からすれば、寺田が明治七年、貴船神社の神官になったことも、収入を得る手段として当然だったのかもしれない。それにしても、半年そこで辞職してしまうことも納得がいかないが、理由は明らかでない。

第二に、だからと言って、寺田が経済的に窮迫していたような様子うかがわせる記述も見当たらない。明治八年に東堀川の自邸を売却したが、それも、事情が切迫していたためとも見えない。あるいは、寺田の場合、先代「桔梗屋」時代からの資産を受け継いでいたうえに、その当時から商業上の人脈を生かして、何らかの自営業を営んでいた可能性も考えられる。

第三に、金禄公債証書の交付の経緯である。本来、証書は明治十年には交付されるはずであったが、寺田は京都府下に居住しながら新潟県士族であるという変則的な立場のせい、公債の金額も通知がなく、未詳のままであった。寺田は、これにに応じて京都府に対し、公債証書交付の願いを出すのだが、京都府を通じて、翌十一年十月には証書が交付された。この間、明治十年分の利子が支給されていて、さらに明治十一年前半分の利子も、十一月十九日に支給された。府県側の対応は想像以上に柔軟であったと言えそうである。

ただし、その利子収入は年間わずか五十四円余であり、これで一家が生活できたとは思えない。何らかの収入源を、他に求めたと考える方が自然であろう。また、寺田が、全部の公債が償還されるまで、それを持ち続けていたのか、それとも一部でも売却して現金化したのか、この『御用留』の記載が明治十二年十二月で終わっていることもあり、今のところ判明しない。

これらの諸点については、士族の生活ぶりを考えるうえで意味のあることと思われるが、今後の検討課題としておきたい。

〔注〕

- (1) この点に関わって、いわゆる「士族の商法」という語りについて検討した最新の研究に、内山一幸「『士族の商法』再考」、『大阪経大論集』第七一卷第二号、がある。内山はこの論文で、「士族の商法」という語りには、時代によって解釈の変遷があったことを指摘している。
- (2) 佛教大学附属図書館蔵「新発田藩 京都留守居役 寺田家文書」所収。同文書の概略と寺田家の履歴等については、青山忠正・浅井良亮「新発田藩京都留守居寺田家と旧蔵文書」、本論集第四号、二〇一四年三月、を参照されたい。
- (3) 深谷博治『新訂華士族秩禄処分の研究』吉川弘文館、一九七三年、三九〇～三九五頁を参照。
- (4) 前掲拙稿、二九頁を参照。
- (5) 中村哲『日本の歴史一六 明治維新』集英社、一九九二年、二九一頁を参照。

（あおやま ただまさ 歴史学科）

二〇二〇年十一月十六日受理